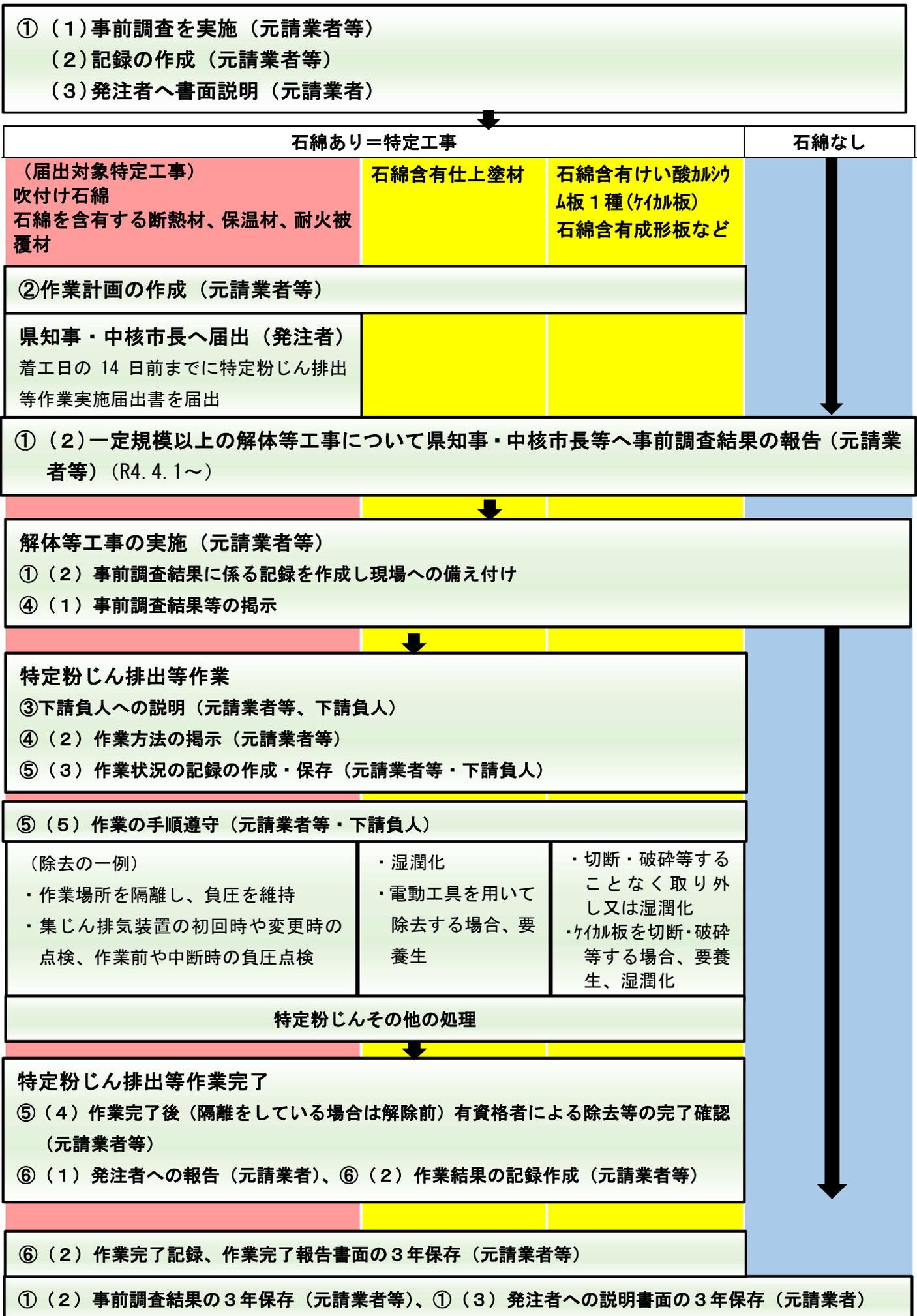


～解体等工事の流れ～



解体等工事におけるアスベスト規制について

～大気汚染防止法で規定されているアスベスト飛散防止のための措置等を抜粋してご案内します。～

①事前調査

(1) 建築物、工作物を解体、改造、補修する工事を行う際、元請業者及び自主施工者（元請業者等）は工事対象となる全ての部材についてアスベストの有無に係る以下の調査を行う。

1) 書面調査※

設計図書などの書面から、部材の製品情報などからアスベスト含有の有無を確認する。

2) 目視調査※

目視により設計図書と異なる点、建築材料に印字されている製品名等からアスベスト含有の有無を確認する。

3) 分析調査

1) 及び2) による調査の結果、アスベスト含有の有無が不明の場合は分析による調査を行う。ただし、アスベスト含有有り「みなす」場合は、分析を行う必要無し。

設計図書等により設置着手日が H18. 9. 1 以降であることが明らかな建築物等の場合は原則、目視調査、分析調査不要。（一部のガasket等は例外あり）

※【R5. 10. 1～】（特定建築物、一般建築物、一戸建て等）建築物石綿含有建材調査者又は（一社）日本アスベスト調査診断協会に現在登録されている者が書面調査及び目視調査を行う。

(2) 元請業者等は以下の記録を作成し、現場へ備え置き、特定工事終了後から3年保存する。（電子媒体も可）

- 1) 書面により、設置着手日が平成 18 年 9 月 1 日以降であることが明らかな建築物等の場合
 - ・発注者氏名又は名称及び住所、法人にあっては、その代表者氏名
 - ・工事場所 ・工事名称及び概要 ・調査終了日 ・調査方法 ・建築物等の設置着手日
- 2) 上記1) 以外の建築物等の場合、上記1) に加え、次の事項

- ・建築物等の概要 ・建築物等の改造補修作業の場合は、その作業対象の建築物の部分
- ・建築物の調査者氏名及び調査者の証明事項（R5.10.1～）
- ・分析調査を行った場合は、調査者の氏名及び所属機関又は法人の名称
- ・特定建築材料の有無（該当するとみなした場合は、その旨）及び根拠

【R4. 4. 1～】一定規模以上※の解体等工事の場合、県知事・中核市長等への結果の報告が必要。

- ※①作業対象の床面積が 80m² 以上の建築物の解体工事
- ②請負金額が 100 万円以上の建築物の改修工事
- ③請負金額が 100 万円以上の工作物の解体、改修工事

(3) 元請業者は、以下の調査結果等を発注者へ書面を交付して説明し、書面の写しを特定工事終了後から3年保存する。（交付、保存共に電子媒体でも可）

1) 全ての解体等工事は次の事項

- ・事前調査の結果 ・事前調査終了日 ・事前調査方法
- ・建築物の調査者氏名及び調査者の証明事項（R5.10.1～）

2) 届出対象特定工事以外の特定工事の場合、上記1) に加え、次の事項

- ・特定建築材料の種類、その使用箇所及び使用面積
- ・特定粉じん排出等作業の種類 ・作業の実施期間 ・作業の方法 ・作業工程を明示した工程の概要
- ・元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡先

3) 届出対象工事の場合、上記1)、2) に加え、次の事項

- ・建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合、下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・大気汚染防止法第 18 条の 19 各号で定める方法による作業を行わない場合は、その理由

②作業計画の作成

元請業者等は作業基準に従い、特定粉じん排出等作業の開始前に次の事項を記載した作業計画を作成する。

- ・発注者氏名又は名称及び住所、法人にあつては、その代表者氏名
- ・工事場所 ・作業の種類 ・実施期間 ・作業の方法 ・特定建築材料の種類、使用箇所と使用面積
- ・建築物等の概要、配置図及び付近の状況 ・作業工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合、下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

③下請負人への説明

元請業者等及び下請負人は、特定工事を他者に請け負わせる時は、請負に係る以下の事項を説明する。

- ・作業の種類 ・実施期間 ・作業の方法 ・特定建築材料の種類、使用箇所と使用面積
- ・作業工程を明示した特定工事の工程の概要

④掲示

元請業者等は、解体等工事の現場において事前調査の結果等について、JIS A3 判以上の大きさの掲示板にて公衆に見やすい箇所に掲示する。

(1) 全ての解体等工事について以下の事項を掲示する。

- ・調査結果 ・調査終了日 ・調査方法
- ・元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所、法人にあつてはその代表者氏名
- ・特定建築材料の種類（特定工事に該当する場合に限る）

(2) 特定工事における特定粉じん排出等作業を行なう場合は作業基準に従い、(1)に加え、以下の作業方法に関する事項についても掲示する。

- ・発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名、名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ・届出対象特定工事の場合、届出年月日と届出先 ・特定粉じん排出等作業の実施期間
- ・特定粉じん排出等作業の方法 ・元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所

⑤作業基準の遵守

元請業者等が特定粉じん排出等作業を実施する場合は作業基準に従い作業を実施。

(1) 作業計画の策定・・・②参照 (2) 作業方法の掲示・・・④(2)参照

(3) 実施状況の記録・確認

- ・元請業者等及び下請負人は特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、これを特定工事が終了するまでの間保存する。
- ・特定工事の元請業者は、各下請負人が作成した記録により当該特定工事における特定粉じん排出等作業が(1)の計画に基づき適切に行われていることを確認する。

⑤作業基準の遵守

(4) 作業完了の確認

元請業者等は特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込めの完了後に、除去等が完了したことの確認を以下の者に目視により行わせる。

建築物の場合：現場を担当した石綿作業主任者、(特定建築物、一般建築物、一戸建て等)石綿含有建材調査者又は(一社)日本アスベスト調査診断協会に現在登録されている者

工作物の場合：現場を担当した石綿作業主任者

(5) 作業の手順(大気汚染防止法施行規則別表第7)の遵守

★作業の手順の詳細については、「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を参照ください。 https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

⑥作業の結果の報告・記録

(1) 元請業者は特定粉じん排出等作業完了後、次の事項について発注者へ書面で結果を報告し、書面の写しを特定工事終了後から3年保存する。(報告、保存共に電子媒体でも可)

- ・作業完了日 ・実施状況の概要
- ・作業完了の確認を行った者の氏名及び確認者が調査者又は石綿作業主任者であることの証明事項

(2) 元請業者等は作業に関する次の事項について記録を作成し、その写しを特定工事終了後から3年保存する。(電子媒体も可)

- ・元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合、下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・工事場所 ・作業の種類 ・実施期間 ・作業の実施状況
- ・作業完了の確認日、確認の結果、確認者の氏名
- ・吹付け石綿及び断熱材等を切断・破砕等により除去する場合や封じ込め及び囲い込みをする場合、集じん排気装置等の定期確認日、確認方法、確認の結果、確認者の氏名

○届出窓口・問い合わせ先

名称	所在地	連絡先	届出窓口担当地域
前橋市 環境森林課	〒371-8601 前橋市大手町2丁目12-1	027-898-6294	前橋市
高崎市 環境政策課	〒370-8501 高崎市高松町35-1	027-321-1251	高崎市
群馬県 中部環境事務所	〒371-0051 前橋市上細井町2142-1	027-219-2020	伊勢崎市、渋川市、北群馬郡、佐波郡
群馬県 西部環境森林事務所	〒370-0805 高崎市台町4-3	027-323-5530	藤岡市、富岡市、安中市、多野郡、甘楽郡
群馬県 吾妻環境森林事務所	〒377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条町664	0279-75-4611	吾妻郡
群馬県 利根沼田環境森林事務所	〒378-0031 沼田市薄根町4412	0278-22-4481	沼田市、利根郡
群馬県 東部環境事務所	〒373-0033 太田市西本町60-27	0276-31-2517	桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡
群馬県 環境保全課	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1	027-226-2837	